

令和8年度

公共下水道事業

(認証)

久万雨水ポンプ場実施設計委託業務(R8-1) 見積参考資料

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではありません。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

委託業務場所	高知市 中久万	
委託業務日数 240 日	着工 令和 年 月 日	
	完成 令和 年 月 日	下水道整備課

設計金額 円		委託業務の概要 別紙のとおり
内訳	業務価格 円	
	消費税及び地方消費税相当額 円	
	業務委託対象金額 円	
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務委託対象金額 円		
摘要	業務委託理由 本業務は、2級河川久万川流域の浸水対策を目的とした雨水ポンプ場の実施設計を行うものである。	

(別 紙)

委託業務の概要

【実施設計(詳細設計)】

ポンプ室

土木設計 1式

建築設計 1式

機械設計 1式

電気設計 1式

流出きよ

土木設計 1式

場内整備

土木設計 1式

吐口

土木設計 1式

機械設計 1式

電気設計 1式

設計協議 1式

現地調査 1式

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
設計業務					
直接人件費					
ポンプ室	式	1			明細表 第1号
流出きょ	式	1			明細表 第2号
場内整備	式	1			明細表 第3号
吐口	式	1			明細表 第4号
現地調査	式	1			明細表 第5号
設計協議	式	1			明細表 第6号

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
検査申請手数料等					
計画通知審査手数料	式	1			明細表 第7号
直接経費					
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

明細表 第 3号
場内整備

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木設計(場内整備) 設計計画, 計算(機能), 設計図作成, 数量計算, 照査	式	1			単価表 第 6 号
1 式 当り					

明細表 第 5号
 現地調査

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現地調査 1回, 4工種	式	1			単価表 第 10 号
1 式 当り					

明細表 第 7号
計画通知審査手数料

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
計画通知審査手数料 100m2未満	式	1			対象外
1 式 当り					

単価表 第 1号

土木設計(ホヅシム)

単価表

(1)

金額：

内容：設計計画, 仮設設計, 計算(構造, 機能), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人	0.540			人件費
理事・技師長	人	1.620			人件費
主任技師	人	6.480			人件費
技師(A)	人	14.040			人件費
技師(B)	人	19.990			人件費
技師(C)	人	15.670			人件費
技術員	人	10.810			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 2号

建築設計(ホヅラ室)

単価表

(1)

金額：

内容：設計計画, 計算(構造, 機能), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人	1.030			人件費
理事・技師長	人	3.080			人件費
主任技師	人	13.360			人件費
技師(A)	人	21.100			人件費
技師(B)	人	36.550			人件費
技師(C)	人	33.460			人件費
技術員	人	20.080			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 3号

機械設計(ホヅラ室)

単価表

(1)

金額：

内容：設計計画, 計算(機能), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人	0.510			人件費
理事・技師長	人	1.540			人件費
主任技師	人	5.640			人件費
技師(A)	人	7.710			人件費
技師(B)	人	13.380			人件費
技師(C)	人	13.380			人件費
技術員	人	6.690			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 4号

電気設計(ホヅラ室)

単価表

(1)

金額:

内容: 設計計画, 計算(機能), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人	0.510			人件費
理事・技師長	人	1.020			人件費
主任技師	人	5.640			人件費
技師(A)	人	7.710			人件費
技師(B)	人	11.310			人件費
技師(C)	人	11.320			人件費
技術員	人	7.200			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 5号

土木設計(流出きよ)

単価表

(1)

金額：

内容：設計計画, 計算(構造, 機能), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長	人	1.080			人件費
主任技師	人	3.780			人件費
技師(A)	人	3.240			人件費
技師(B)	人	4.860			人件費
技師(C)	人	3.780			人件費
技術員	人	1.080			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 6号

土木設計(場内整備)

単価表

(1)

金額：

内容：設計計画, 計算(機能), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長	人	1.100			人件費
主任技師	人	5.270			人件費
技師(A)	人	6.270			人件費
技師(B)	人	11.530			人件費
技師(C)	人	8.290			人件費
技術員	人	3.110			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 7号

土木設計(吐口)

単価表

(1)

金額：

内容：設計計画, 仮設設計, 計算(構造), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長	人	2.160			人件費
主任技師	人	10.260			人件費
技師(A)	人	18.910			人件費
技師(B)	人	22.160			人件費
技師(C)	人	29.720			人件費
技術員	人	32.960			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 8号

機械設計(吐口)

単価表

(1)

金額：

内容：設計計画, 計算(機能), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	3.590			人件費
技師(A)	人	4.620			人件費
技師(B)	人	11.310			人件費
技師(C)	人	4.620			人件費
技術員	人	5.140			人件費
	(1	式 当り)

単価表 第 9号

電気設計(吐口)

単価表

(1)

金額 :

内容 : 設計計画, 計算(機能), 設計図作成, 数量計算, 照査

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1.020			人件費
技師(A)	人	1.540			人件費
技師(B)	人	2.570			人件費
技師(C)	人	1.540			人件費
	(1	式 当り)

久万雨水ポンプ場実施設計委託業務(R8-1)

一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

(1)業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

(2)設計仕様書は、相互に補完するものとし、設計仕様書の中に相違がある場合の優先順位は、次の①から④の順序のとおりとする。

①質疑回答書 ②現場説明書 ③特記仕様書 ④一般仕様書

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(計画通知等)に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1)受注者は、業務の着手及び完了に当って、高知市上下水道局の契約約款、本仕様書に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)職務分担表 (ホ)完了届
- (ヘ)納品書 (ト)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

(2)受注者は、契約金額が 100 万円(消費税込み)以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認(署名の記入)を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

- ①受注時登録データの提出期限は契約締結後 10 日以内とする。
- ②完了時登録データの提出期限は業務完了後 10 日以内とする。
- ③業務履行中に受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

(1)受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)管理技術者は、次のいずれかの要件を満たすものである者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

- (イ)技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))
- (ロ)一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者(下水道)

(3)受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

(4)建築担当者は建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士の資格を有する者とする。

(5)管理技術者及び担当技術者は、公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者であることとし、資格等を有していることがわかる資料を提出すること。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1)受注者は、成果品完成後に高知市上下水道局の審査を受けなければならない。

(2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3)業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、高知市上下水道局が指名する検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

(4)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

業務の実施に当って必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、高知市上下水道局、受注者協議の上、これを定める。

1.16 業務完了後の協力等

次について発注者の要請があった場合、受注者はこれに協力すること。

- (1) 質疑回答書の作成
- (2) 設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- (3) 会計検査への立会
- (4) 見積に関する再徴収

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地調査

特記仕様書に示された業務の対象施設について踏査し、周囲の状況、建物等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、上下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 現地環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 一般的事項

- (1)業務の実施に当って、受注者は高知市上下水道局と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2)設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と高知市上下水道局は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、高知市上下水道局の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について高知市上下水道局と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、高知市上下水道局と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 参考資料の貸与

高知市上下水道局は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続によって貸与する。

3.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.7 測量器械器具の検定証明書を提出すること。

3.8 実施設計(詳細設計)

実施設計(詳細設計)とは、実施設計(基本設計)に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等〔以下実施設計(詳細設計)図書等という。〕の作成業務をいう。

第4章 実施設計(詳細設計)

4.1 実施設計(詳細設計)図書の作成に関する作業

実施設計(詳細設計)業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計(詳細設計)図

書としてまとめなければならない。

(1)実施設計(詳細設計)業務で確認する事項

実施設計(詳細設計)業務において、次の事項を確認しなければならない。

(土木関係、建築関係、機械関係、電気関係共通)

(イ)受注者は、実施設計(詳細設計)業務を進めるに当り、設計対象施設に関する実施設計(基本設計)の内容について確認を行わなければならない。

(ロ)土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路および各部寸法等の確認を行わなければならない。

(ハ)仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は検討を行わなければならない。

(2)実施設計(詳細設計)業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、高知市上下水道局が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された実施設計(基本設計)図書のうち実施設計(詳細設計)で使用できるものは、再使用を妨げない。

(イ)土木関係

- ①構造計算書
- ②基礎計算書
- ③仮設計算書
- ④水理計算書
- ⑤容量計算書
- ⑥施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)

(ロ)建築関係

- ①構造計算書
- ②基礎計算書
- ③設備設計計算書
- ④施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)

(ハ)機械関係

- ①設備容量計算書(能力、台数、出力等)
- ②機器リスト表
- ③主要機種重量表及び建築荷重設定表
- ④機器搬入計画書
- ⑤特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- ⑥施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)

(ニ)電気関係

- ①設備容量計算書(能力、台数、出力等)

- ②運転操作概要書
- ③主要機種重量表及び建築荷重設定表
- ④機器搬入計画書
- ⑤施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)

(3)詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ)土木関係

- ①一般平面図
- ②水位関係図
- ③構造図
 - a)平面図
 - b)縦横断面図
 - c)杭配置図
- ④詳細図
 - 設備(機械、電気)との取合図及び箱抜き図
- ⑤配筋図(鉄筋加工図は数量計算書に記入)
- ⑥場内管きょ配管図(平面図、縦横断面図)
- ⑦場内排水管、マンホール、ます構造図
- ⑧場内道路、門、さく、塀、場内整備図等
- ⑨既設撤去図
- ⑩工事特記仕様書

(ロ)建築関係

- ①建築意匠図…………案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表、工事特記仕様書、箱抜き図、仮設計画図
- ②建築構造図……伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
- ③建築機械設備図
 - 系統図、平面図、断面図及び必要部分は詳細図
- ④建築電気設備図
 - 電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等
 - a)系統図
 - b)各階配線平面図
- ⑤主要建物(沈砂池・ポンプ室、ポンプ室管理棟、自家発電機室)の透視図(カラー仕上)

(ハ)機械関係

- ①フローシート(全体及び施設又は設備ごと)
- ②全体配置平面図
- ③配置平面図(施設ごと)

- ④配置断面図(施設ごと)
- ⑤配管全体図
- ⑥水位関係図、箱抜き参考図(土木に準ずる)
- ⑦工事特記仕様書

(二)電気関係

- ①構内一般平面図
- ②単線結線図
- ③主要機器外形(参考寸法)図
- ④機能概略説明図(計装フローシート、監視制御システム系統図)
- ⑤主要配線、配管系統図
- ⑥配線、配管布設図、(ラック、ダクト、ピット)
- ⑦接地系統図
- ⑧機器配置図(⑥との共用含む)
- ⑨工事特記仕様書

(4)工事設計書の作成に関する作業

受注者は、高知市上下水道局の示す様式、資料により次のものを作成すること。

(イ)積算数量算出書及び積算数量調書の作成、単価作成資料及び決定資料の作成、見積依頼書及び見積徴収、見積検討資料の作成

※見積徴収は原則3社以上とする。

※建築に係る見積については法定福利費を含んだものとする。

(ロ)工期算定計算書

(ハ)工事設計書(金抜設計書)

(ニ)施工計画書(概略)

(5)その他作業

計画通知(建築基準関係法規(みなし規定を含む)等にかかる法令・条例に関する許可等を含む。)

※本業務の履行期間内にて取得をすること。

第5章 照査

(土木関係、建築関係、機械関係、電気関係共通)

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

(イ)受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

(ロ)建築構造物については、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有するものとす

る。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

基本的照査項目を整理し、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者が確認のもと発注者に照査状況の報告を行うこと。

- (イ) 設計計画の妥当性(設計方針、設計条件等)の照査
- (ロ) 各種計算書の適切性に関する照査
- (ハ) 各種設計図の適切性に関する照査
- (ニ) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査
- (ホ) 数量内訳書と各種計算書、設計図の整合性に関する照査

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ高知市上下水道局と協議すること。また、提出されたデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

6.2 実施設計(詳細設計)提出図書

(1)土木関係

(イ)実施設計(詳細設計)	図A3判折たたみ製本	3部
(ロ)計算書	A4又はA3判製本	3部
(ハ)工事特記仕様書(土木)	A4判製本	3部
(ニ)工事設計書	A4判	原稿

(2)建築関係

(イ)実施設計(詳細設計)	図A3判折たたみ製本	3部
(ロ)計算書	A4又はA3判製本	3部
(ハ)工事特記仕様書(建築)	A4判製本	3部
(ニ)工事設計書	A4判	原稿
(ホ)概略工事工程表	A3判	1部
(ヘ)主要建築物透視図	A2判着色仕上額縁入	1部
(ト)主要建築物透視図(写真)	四ツ切カラープリント	3部と原版

(3)機械関係

(イ)実施設計(詳細設計)	図A3判折たたみ製本	3部
(ロ)計算書	A4又はA3判製本	3部
(ハ)特記仕様書	A4判製本	3部
(ニ)工事設計書	A4判	原稿
(4)電気関係		
(イ)実施設計(詳細設計)	図A3判折たたみ製本	3部
(ロ)計算書	A4又はA3判製本	3部
(ハ)特記仕様書	A4判製本	3部
(ニ)工事設計書	A4判	原稿
(5)議事録	A4判製本	3部
(6)電子成果品		1式

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

これ以外の図書を使用する場合は、高知市上下水道局と協議する。

- 1.日本産業規格 (JIS)
- 2.日本下水道協会規格 (JSWAS)
- 3.電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 4.日本電機工業会標準規格 (JEM)
- 5.日本農業規格 (JAS)
- 6.日本電線工業会標準規格 (JCS)
- 7.内線規程 (日本電気協会)
- 8.下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- 9.下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- 10.小規模下水道施設マネジメント指針と解説 (日本下水道協会)
- 11.下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- 12.下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－ (日本下水道協会)
- 13.水理公式集 (土木学会)
- 14.コンクリート標準示方書 (土木学会)
- 15.鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- 16.鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－ (日本建築学会)
- 17.鋼構造設計規準－許容応力度設計法－ (日本建築学会)
- 18.建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
- 19.壁式構造関係設計規準集・同解説 (壁式鉄筋コンクリート造編)(日本建築学会)
- 20.土木製図基準 (土木学会)

- 21.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説（公共建築協会）
- 22.機械製図基準 JIS ハンドブック5（日本規格協会）
- 23.電気記号 JIS ハンドブック7（日本規格協会）
- 24.国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築工事標準詳細図
- 25.国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 26.国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 27.国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- 28.改訂解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- 29.湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
- 30.揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- 31.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)（公共建築協会）
- 32.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)（公共建築協会）
- 33.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（公共建築協会）
- 34.国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準（公共建築協会）
- 35.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準及び同解説(公共建築協会)
- 36.国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準（公共建築協会）
- 37.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)（公共建築協会）
- 38.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)（公共建築協会）
- 39.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)（公共建築協会）
- 40.ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)（ダム・堰施設技術協会）
- 41.ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)（ダム・堰施設技術協会）
- 42.水門・樋門ゲート設計要領(案)（ダム・堰施設技術協会）.
- 43.下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）
- 44.官庁施設の基本的性能基準
- 45.官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 46.官庁施設の環境保全基準
- 47.敷地調査共通仕様書
- 48.建築設計基準
- 49.構内舗装・排水設計基準
- 50.公共建築数量積算基準
- 51.公共建築設備数量積算基準
- 52.公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編・設備工事編)
- 53.公共建築工事見積標準書式(建築工事編・設備工事編)
- 54.公共建築工事積算基準
- 55.公共建築工事共通費積算基準
- 56.公共建築工事標準単価積算基準

57.公共建築工事積算基準等資料

58.営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)

久万雨水ポンプ場実施設計委託業務(R8-1)
特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「久万雨水ポンプ場実施設計委託業務(R8-1) 一般仕様書」の第 1 章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は一般仕様書による。

2. 業務の対象

対象は下記のとおりとする。

- (1) 名 称 久万雨水ポンプ場実施設計委託業務(R8-1)
- (2) 位 置 高知市中久万
- (3) 排 除 方 式 分流式
- (4) ポンプ場種類 雨水排水ポンプ場
- (5) 排 水 能 力 2.019 m³/秒
- (6) 分 区 面 積 21.37ha(内ポンプ場集水面積 10.98ha)
- (7) 耐震安全性(建築)
 - 1) 構造体 : II類
 - 2) 建築非構造体 : A類
 - 3) 建築設備 : 甲類

※耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準(平成 25 年3月 29 日付国営計第 126 号、国営計第 198 号、国営計第 135 号)による。尚、地震地域係数 Z の値は 1.0 とする。

3. 設計対象

施設名	対象工事					
	土木設計	建築設計	機械設計	電気設計	建築機械設計	建築電気設計
ポンプ室	○	○	○	○	○	○
流出渠	○	—	—	—	—	—
吐口	○	—	○	○	—	—
場内整備	○	—	—	—	—	—

4. 業務の目的

平成 26 年8月豪雨では、2級河川久万川流域で家屋の床上浸水をはじめとする浸水被害が広範囲で発生した。

これを受け、県では久万川流域全域での水位低減対策を実施したことから、本市では県の対策効果を踏まえた内水対策を検討するべく、令和4年度に浸水シミュレーション(流出解析モデル)を活用した内水対策施設の立案を行い、令和5年度に「久万川排水分区浸水対策基本設計委託業務(R5-1)」を実施した。

本業務は、これらを踏まえて、必要な調査及び詳細検討(土木設計、建築設計、機械設計、電気設計)を十分に行ったうえで、詳細設計図書及び工事発注図書を作成するものである。

5. 雨水ポンプ場の設計について

基本設計では当該施設のポンプ施設の規模や主要設備について、選定及び詳細な配置計画を行っており、ポンプ場用地の制約や維持管理における課題を整理した上で、実現性を評価しているが、詳細設計を行うに当たり、本基本設計までの調査検討業務の内容を十分に理解した上で、必要な提案を行い、コスト縮減も考慮した安心安全な施設を構築するものとする。

6. 個人情報の保護について

- (1) 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たって、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況(以下「管理体制等」という。)について、定期及び随時に点検を実施し、監督職員に報告すること。

また、発注者は管理体制等について検査を行うものとし、受注者は、その検査に先立ち、個人情報取扱業務を実施中の適切な時期に「高知市上下水道局 工事等に係る個人情報取扱業務に関する個人情報取扱状況報告書」又は個人情報取扱状況等を報告する書面(以下「取扱状況報告書」という。)を監督職員に提出すること。

※検査方法、検査実施時期及び実施回数は受注後に監督職員が打合せ簿で指示する。

※その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

7. 業務履行中の情報共有システムの活用について

- 1 本業務は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型業務である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する業務委託である。

なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン(案)」によること。

- 2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有シス

テムの利用を停止することができる旨

- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

8. 電子納品について

- 1 本業務は、業務成果品を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者の希望型業務である。なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 委託業務編」によること。

9. 準拠する上位計画、関連計画、参考図書等

業務は、下記に掲げる計画や図書等に準拠して行うものとし、業務作業時点での最新版を用いる。また、業務作業中に改訂された場合は監督員と協議する。

- 1) 高知市地域防災計画(令和4年度修)
- 2) 高知県下水道地震・津波対策ガイドライン(平成25年11月27日)
- 3) 高知市下水道BCP(令和4年度修正)
- 4) 高知県道路啓開計画(令和4年3月30日)
- 5) 下水道の地震対策マニュアル(2014年版)
- 6) 高知市公共下水道基本計画
- 7) 高知市公共下水道事業計画
- 8) 下水道台帳(公共・都市下水路)
- 9) 下水道BCP 管路施設緊急調査図(公共・都市下水路)平成26年2月
- 10) 下水道施設竣工図

以上

別記

個人情報取扱特記事項（委託業務用）

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（適正な管理）

第3 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により発注者に通知しなければならない。

（従事者への監督及び教育の実施）

第4 受注者は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（取得の制限）

第5 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない

い。

(取扱制限)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、発注者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、発注者の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が受注者の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 受注者は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第13 受注者は、定期に、及び発注者から報告を求められた場合は随時に、受注者がこの

契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時実地により受注者に対して検査を行うことができる。
- 3 受注者がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、受注者を通じて、又は発注者により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。
- 4 受注者は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、発注者からこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における対応)

- 第 14 受注者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 2 受注者は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

(損害賠償)

- 第 15 受注者は、本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

- 第 16 発注者は、受注者が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

位置図

